の端数を四捨五入する。
算式の符号
［略］
α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（b／a）×（1／7.827）
ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［略］
β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（d／c）×（1／1.719）
ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［略］
［三　略］
（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）
第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。
算式
（A×B）×4.9140－C
（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。
算式の符号
［略］
B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）
算式
$\sqrt{(a／b)}\times 1.0066$
$\sqrt{(a／b)}$はbが０であるときは０とする。
［略］
（特別土地保有税の基準税額の算定方法）
第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
［一・二　略］
三　遊休土地に対して課する分
次の算式によつて算定した額

の端数を四捨五入する。
算式の符号
［同左］
α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（b／a）×（1／7.806）
ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［同左］
β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式
（d／c）×（1／1.939）
ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
［同左］
［三　同上］
（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）
第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。
算式
（A×B）×4.9140－C
（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。
算式の符号
［同左］
B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）
算式
$\sqrt{(a／b)}\times 0.9723$
$\sqrt{(a／b)}$はbが０であるときは０とする。
［同左］
（特別土地保有税の基準税額の算定方法）
第三十六条　特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
［一・二　同上］
三　遊休土地に対して課する分
次の算式によつて算定した額